

## マイナンバーカードを取得しましょう

問 住民環境課 戸籍係  
☎476-1111(163)

### マイナンバーカード（個人番号カード）の申請をお手伝いします

#### ■申請方法もたくさん！

#### ①ご自分のスマートフォンやパソコンで ②役場または野方支所で ③郵便で

国においては、行政手続のデジタル化が喫緊の課題となっており、オンラインで確実な本人確認を行うことができるマイナンバーカードは、デジタル社会の基盤となるもので、令和4年度末にはほぼ全ての国民の皆様の取得を目指しています。

また、令和3年3月末で終了予定だったマイナポイント事業（キャッシュレス決済20,000円以上の利用で上限25%の5,000円分のポイント付与）が、9月末までに延長となり、3月末までにマイナンバーカードを交付申請していただければ、マイナポイントが取得できます。

これに伴い、大崎町では、マイナンバーカード（個人番号カード）の発行を希望する人を対象に、専用パソコンを利用して写真撮影を行い、マイナンバーカードの申請のお手伝いを無料で行っておりますので、気軽にご相談ください。

なお、2月から野方支所でもマイナンバーカードの更新および交付が出来るようになりました。ただし、マイナンバーカードは本所で保管しているため、野方支所で受取りを希望される方は、希望日の3日前までに住民環境課までご連絡ください。

## マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

問 保健福祉課 国民健康保険係  
☎476-1111(134・135)

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

〔マイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）に事前登録が必要です〕

医療機関で健康保険証を提示しなくても、医療機関に設置されたカードリーダーへマイナンバーカードをかざすだけで健康保険証を提示したことになります。

#### こんな便利な機能も

- ・就職や引越しをしても引き続き健康保険証として利用できます。
- ・限度額適用認定証の発行手続きをしなくても、医療機関で限度額の確認ができ、支払いも自己負担限度額までになります。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルより健康保険証利用の登録を行うことで利用できるようになります。右記の二次元バーコードよりアクセスください。

また、役場保健福祉課国民健康保険係（②番）窓口で、申請のお手伝いをいたしますので、利用登録を行いたい方はマイナンバーカードをお持ちください。



#### 【ご注意を！】

- ①健康保険証についてはこれまでどおり発行されますので、そちらを使用いただくこともできます。
- ②カードリーダーが設置されていない医療機関では、これまでどおり健康保険証の提示が必要です。
- ③マイナポータルから登録を行う際に、利用者証明用電子証明書暗証番号が必要です。
- ④国民健康保険加入・脱退等の手続きはこれまでどおり必要となります。